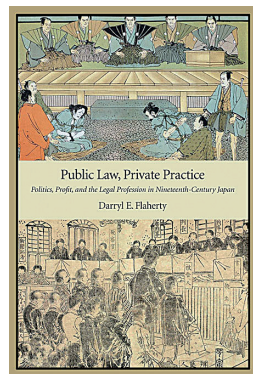


ダリル・フラハティ著

## 『公共の法と法実務——十九世紀日本の政治・利益と法専門職』

Darryl E. Flaherty, *Public Law, Private Practice: Politics, Profit, and the Legal Profession in Nineteenth-Century Japan*. Harvard University Asia Center, 2013.

林 真貴子



日本の弁護士への関心は一九五〇年代以降深まってきたが、日本語以外の言語で発表された研究はこれまでわずかであった。そのような中で現れたフラハティ教授の研究は次の四点において非常に画期的である。第一に、約三百年に及ぶ日本の法実務家の歴史を概説したという点。第二に、日本の研究者には知られていなかった新たな知見を提示した点。第三に、十九世紀の法学雑誌を本格的に分析した点。第四に、星亨のような重要な弁護士の活動を英語で初めて詳細に明らかにした点である。以下では、これらの諸点について順次、説明したい。

本書は、江戸時代初期の一六〇〇年代から明治中期の一八九〇年代に至るまでの日本の法実務と法実務家の活動とを、相互に連

関させながら論じる。興味深いことに当の日本には、法実務家の活動をそれだけ長期間に亘って対象とした研究の前例はない。また、本書が、法的なそして歴史的な観点から、將軍吉宗の命によつて編纂された公事方御定書の成立（二七四二年）以前の法実務について先行研究に基づきながら明らかにしている（四〇〜五一頁）点も重要である。ダン・フェンノ・ヘンダーソンは、江戸時代の司法制度について金字塔となる研究を成し遂げたが、そこでも法実務家の活動については必ずしも十分には明らかにされていなかったのであり、本研究はこの点において重要な新しい貢献をしたのである。

本書はまた、法史の分野に対して独創的で評価に値する寄与を

行った。一つは、園輝子 (Sono Tai) という名前の女性の法実務家 (職業的代人) を紹介したことである。園輝子は江戸時代から明治時代への移行期に活動していたが、これまで日本の研究者にその存在はほとんど知られていなかった。明治初期に女性の法実務家 が実際に活動していたということ自体が新しい知見である。さらにもう一つ、明治初期における法学・政治学の学習グループの活動の詳細を明らかにしたことも重要である。これらの学習グループの中で最初期の代書代言事務所として知られている北洲舎は、自由民権運動において特に重要な役割を果たしたが、フラハティによるその活動の探求は示唆に富み、とりわけ、会長である島本仲道についての検討は詳細なものである。

本書が明治初・中期の法学雑誌について広範な調査を行っている点もまた重要である。著者は、当該期間における法学雑誌の貴重なリストを作成しただけでなく、その内容の詳細な分析を行い、研究を進展させた。これらの法学雑誌は本書出版の時点まで、徹底した調査・研究の対象とはなっていなかったのである。<sup>1)</sup> フラハティによれば、一八七七年の西南戦争後、かつて武士であり法実務へと転じた者たちは、明治政府に彼らの意見を表明する政治的活動へと向かい、当時の法学雑誌に法学的観点からの論争を積極的に掲載するようになった。その実際的な意義は大きく、たとえば、当時の代表的な法学雑誌の一つである『法律雑誌』には、集

会条例についての法学的議論が発布後直ちに発表されていたのである。ただし、フラハティの主張をめぐっては、今後の研究を俟たなければならぬ点もある。たとえば、本書は「法学雑誌の記事の影響は、学者・官僚・裁判所を超えて拡がって行った」と述べている (一七九頁) が、本書には、そうした雑誌が広く社会で読まれていたという証左が十分には示されていない。この時期の法学雑誌のほとんどは一年未満しか刊行されおらず、読者層が広範であったかは自明でないのである。

以上のような特色に加え、本書の最も顕著な特徴は、明治期の弁護士の具体的な活動に焦点を当てた点に見出される。フラハティは多くのスペースを割いて、イギリスで法廷弁護士資格を取得し一八七〇年代後半から日本で法実務に従事していた星亨<sup>2)</sup>について論じている。英語圏の研究者の間では、星亨が自由党の著名な政治家であったことは知られてきたが、実務法曹としての星の活動は、これまでほとんど注目されてこなかった。また、かつての武士が民主政への強い志向をもって代言人となっていたという本書の指摘にも説得力がある。著者が示した、自由民権運動期における代言人と民主主義との関係、さらには激化事件の裁判における弁護士活動との関係についての分析は見事である。

しかしまた、本書を読み進むにつれて評者が抱いた疑問もある。

それは、結局のところ、「法律家とは何か」という疑問である。弁護士やその他の法実務家は、歴史的な文脈の中ではどのような定義することができるのだろうか？ 著者によれば、法実務家は日本の歴史を通して様々な形で存在していた。法実務と政府（幕府）が行っていた行政事務との両方に従事していた人々が江戸時代から明治初期に入るまで相当数存在していたことも、ヨーロッパ初期近代と同様であった、という（三三三～三五頁）。たしかに、訴訟当事者をサポートするために法律や訴訟に関する法的助言を与えた公事宿主人や一部の公事師は幕府によって公認され、訴訟当事者に代わって法的文書を書き（代書）、奉行所外で和解の交渉にあたるなどしていた。さらに著者が注意を促すように、彼ら実務家は白洲で当事者を代理したり弁護したりすることを許されていなかったにもかかわらず、奉行所の建物に当事者を伴って出頭し待合室で待機をしていたのである。しかしながら、坂本（二〇〇七）は、江戸町民が訴訟を提起する場合には公事宿に依頼し相談等をすることは許されず、町役人が当事者を支援することが期待されていたことを明らかにしている<sup>3</sup>。公事宿の現に果たした（また果たさなかった）役割は全く単純ではない。江戸時代の司法制度における公事宿の役割については、今後さらなる調査・検討が必要であると思われる。

そしてまた精査が必要であることは、明治期の代言人について

も同様である。彼らは公事宿主人・公事師、そして職業的代人（園輝子のような）の後継者であったのだろうか？ フラハティイ自身が強調するとおり、旧武士階級出身の多い代言人と、通常は庶民であった公事宿主人との間には、社会階級の違いがあった。旧武士階級出身の代言人が政治活動に集中していた一八七四年から一八八〇年にかけて特に、訴訟当事者は代人と呼ばれた法実務家に依頼せざるを得なかったと思われる。そのような状況のもと、代人は——無資格であるにもかかわらず——法廷で当事者を代理することができたのであり、近年の研究は、代人が大審院においてさえも当事者の訴訟代理を行っていたことを明らかにしている<sup>4</sup>（園輝子はこのような無資格の職業的代人のひとりであり、他の無資格の職業的代人と同様、一八九三年までは法廷に立つことができ、さらに一九三三年までは法廷外法律事務に従事することもできたであろう）。明治初期日本の法律家世界は、旧武士階級出身者で政治を注視し政治活動に傾倒していた免許代言人と、無資格ではあるが当事者の日常的に起こる紛争に対処していた職業的代人という二つの——相互に関連はするが異なる——集団によって構成されていた、と考えるべきではないか。評者には、これらのグループの両方が相互に補完し合いながら、近代日本の法律専門家を形成していったように思われる。そのように考えるとき、明治前期の法実務の多くが実は無資格の職業的代人によって担われていたという事実

が本書では十分に考慮されていないということに気づかされる。さらに、明治期の民事紛争解決における警察等の役割も、今後の研究で深められていくべき点であろう。

以上を要するに、日本の法律専門家の歴史をダイナミックに描いた本書は、多くの新しい研究領域への扉を開いたものであり、政治史・法制史研究者にとって必読の書となるであろう。

注

- (1) 高橋(二〇一一)。
- (2) 日本で最初に英国法廷弁護士資格を取得した人物は星亨ではない。リンスカーンズ院出身の Yoshiyama Goronosuke (福原芳道「芳山」) が一八七四年六月六日に法廷弁護士資格を取得している。堀(二〇一一)、藤田(二〇一三)を参照されたい。
- (3) 吉田(二〇〇四)および吉田(二〇〇五)をも参照。
- (4) 橋本(二〇〇五)、橋本(二〇一〇)、三阪(二〇一一)、三阪(二〇一三 a)、三阪(二〇一三 b) など参照。

参考文献

坂本忠久『近世都市社会の「訴訟」と行政』(創文社、二〇〇七)。

高橋裕「明治中期の法律雑誌と大阪攻法会」(『法と政治』六十二巻一号、二〇一一)。

橋本誠一『在野「法曹」と地域社会』(法律文化社、二〇〇五)。

——『大審院法廷における代言人・代人——一八七五〜一八八〇年』(『静

岡大学法政研究』十四巻三〜四号、二〇一〇)。

藤田郁子『日本最初のバリスタ——旧宇部領主福原芳山公の足跡を訪ねて』(四ツ葉サロン、二〇一三)。

堀雅昭『維新の英傑——福原芳山の生涯』(宇部日報社、二〇一一)。

三阪佳弘「近代日本の地域社会と弁護士——一九〇〇年代の滋賀県域を題材として」(『法と政治』六十二巻一号、二〇一一)。

——「明治末・大正期京滋地域における弁護士と非弁護士——続・近代日本の地域社会と弁護士」(『阪大法学』六十三巻二号、二〇一三 a)。

——「明治前期民事判決原本にあらわれた代人——一八七九〜九〇年の京滋阪地域の代人の事例」(『阪大法学』六十三巻三〜四号、二〇一三 b)。

吉田正志「公事宿・郷宿から代言人・代人への転換過程に関する研究」(『文部省科研究補助金研究成果報告書』十三〜十五、二〇〇四)。

——「仙台城下の御用宿」(藤田覚編『近世法の再検討——歴史学と法学の対話』山川出版社、二〇〇五)。

付記

静岡大学教授橋本誠一氏に Sono Tad の日本語表記及び次の文献をご教示頂いた。記して謝意を表する。安武留美「北カリフォルニア日本人移民社会の日米協会婦人たち——日系二世女性のイメージを再考する」(『同志社大学キリスト教社会問題研究』四十九号(二〇〇〇)五六頁(同稿は園照子と表記する)、忽那正典「明治維新の頃、稀代の女傑と呼ばれた女代言人がいた」(<http://chavanake.sakura.nc.jp/miscellaneous/TelSono.htm#14>)。表紙および写真が日文研外像データベースにある(<http://db.nichibun.ac.jp/ja/d/GAI/info/GK041/item/002/>)。

\* 本稿は『Japan Review No. 27 (2014)』に掲載された英文テキストの日本語訳である。